

---

朝 来 市 議 会 政 治 倫 理 審 査 会

令和5年10月24日（火曜日）

---

日 時 令和5年10月24日（火）午前9時00分開会  
場 所 議会第1委員会室

- 1 開会
- 2 日程協議
- 3 審査事項  
(1) 令和5年7月20日付審査請求書に関する審査付託について
- 4 その他
- 5 閉会

---

●出席委員（6名）

森 田 龍 司	横 尾 正 信
吉 田 俊 平	足 立 義 美
森 下 恒 夫	湊 本 稔

---

欠席委員（なし）

---

●事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ————— 宮 元 広 司君 議会事務局次長 ————— 榎 谷 進 一君

---

午前9時00分開会

○委員長（森田 龍司君） それでは定刻の時間が参りましたので、これから第6回朝来市議会政治倫理審査会を開会いたします。

初めに、審査会の日程についてお諮りします。

日程につきましては、本日1日限りとしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田 龍司君） 異議なしと認めます。

朝来市議会政治倫理審査会につきましては、本日1日限りとすることに決定しました。

協議に入る前に報告事項がございますので、議長及び事務局より報告をお願いしたいと思います。局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） 失礼いたします。報告をさせていただきます。ごぞいます。

まずは今お送りします。審査付託書の補正につきましてでございます。

この審査付託書につきましては、前回修正のお話を申し上げたんですが、議長の御決裁、補正の決裁をまだいただいていない状態にございまして、大変御迷惑をおかけいたしておったところでございます。

今般その後、議長に補正の決裁をいただきまして修正をさせていただいてるんですけども、付託されてます議長御自身からちょっとお話をいただきたいと思ひまして、議長にお越しいただいておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○委員長（森田 龍司君） 議長。

○議長（西本 英輔君） 政治倫理審査会の皆様、早朝よりお疲れさまでございます。

先ほど局長から御説明ありましたが、改めまして審査付託書の補正についてでございます。

朝議第121号、令和5年8月3日付で委員長宛てに発しました審査付託書のうち、2、審査の請求の対象となる事由の該当条項及び内容における条項の表記につきまして誤りがございました。

朝来市議会議員倫理条例第3条第1項第3号、こちらのほうが第3号に当たりましたが、私としましても当該審査会のほうに発しました部分につきましては、私自身も初めから第1項第3号の部分でございましたが、事務的な手続の処理のミスがございまして皆様には御迷惑をおかけしておりますが、第3条第1項第3号の誤りを補正させていただきます。誠に申し訳ありませんでした。

○委員長（森田 龍司君） これでこの件についてはよろしいでしょうか。

吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） 日付と朝議の番号が前回と同一なんですが、これは新しいものに変えているというわけではなくて、発したときに戻って取消しされているという理解なんでしょうか。

○委員長（森田 龍司君） 局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） 字句は思いと違って間違っておったということで、戻って修正、取消しをさせていただいているということでございます。

以上です。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） 法制のほうに確認してくださいということをお願いしてたと思うんですが、そちらどうでしょうか。

○委員長（森田 龍司君） 局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） 今回のこの補正、修正に伴います実体的な効力といいますか、無効、取消しというお話もございましたけれども、字句の修正で形式といいますかそういったところでありまして、今まで審査いただいたことが無効になるとかそういったことはなくて、問題なくこのように直すということ自体は、そういった無効でありますとかそういう問題は生じないというふうに法制のほうからは意見をいただいております。

以上でございます。

○委員長（森田 龍司君） それでは今議長から報告いただいた審査付託書につきましては御承認いただけますか。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田 龍司君） 異議なしと認めます。

それでは次に、事務局より発言訂正の説明をお願いいたします。

議長は所用のため退席させていただきます。

それでは、次の発言訂正についての説明をお願いいたします。

○議会事務局長（宮元 広司君） 今お送りいたしました。発言訂正についてでございます。

学校給食センター藤本参事から8月23日開催の政治倫理審査会での発言を訂正したいという申出が文書でなされておりました、それが今お送りしたものでございます。10月12日付で出されております。

これにつきましては前回も説明申し上げたところなんですけれども、念のために読み上げをさせていただきますてもよろしいでしょうか。

朝来市議会政治倫理審査会委員長、森田龍司様。

令和5年8月23日開催の朝来市議会政治倫理審査会での私、学校給食センター参事藤本宏子の発言について、会議録を精査した結果、次のとおり一部を訂正いたします。

会議録24ページ10行目から12行目の学校給食センター条例施行規則13条で業者の登録をもって納入を希望する業者は確実に納品できる物品を部門ごとに登録する、これをもって契約として認識しておりますを、学校給食センター条例施行規則13条で業者の登録をもって納入を希望する業者は確実に納品できる物品を部門ごとに登録する、これをもって契約できるとして認識しておりますに訂正いたします。

ちょっと補足いたしますと、契約として認識というところを契約できるとして認識というふうに訂正されるということの内容となっております。

続けます。

当日の会議録を読み返し、訂正前の発言では、登録をもって契約であると誤解を与えたのではないかと思ひ至り、訂正する次第です。

登録業者の中から発注業者を選定し、食材を発注する時点が契約の開始時点であることは事理明白であり、私の言葉足らずの発言により、委員各位に誤解を招きかねないと危惧いたしましたので訂正いたしますとともに、ここに謹んでおわび申し上げます。

令和5年10月12日。学校給食センター参事、藤本宏子。

以上でございます。

○委員長（森田 龍司君） 訂正については御確認いただくだけでよろしいでしょうか。

吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） これは決裁が取られてる内容という理解でよろしいですね。要は教育委員会として、個人の名前で出てるので、教育委員会としては訂正しますという意味合いなのが1点と、

あとほかについては、この部分の訂正のみという理解でよろしいですね。

○委員長（森田 龍司君） 局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） まず1点、決裁の件であります。教育委員会のほうで教育長まで決裁を取った上で出されているということを確認いたしております。

それともう1点、ほかの項目についての訂正等は伺っておりませんので、訂正の必要があるのは今読み上げさせていただきました1か所だけというように伺ってます。

以上でございます。

○委員長（森田 龍司君） 渚本委員。

○委員（渚本 稔君） 1点確認しますけれども、この文章を読みますと、後日、誤りに気がついて訂正させてくださいという内容になってるんですが、ということは、この政治倫理審査会に出たいただいて当時の模様を話していただいたときは、契約できるということではなくて、当時、会議録にもありますとおり、これをもって契約として認識しております、こういう考えだったということとは確認されるということでしょうか。

○委員長（森田 龍司君） 局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） これは後日読み返して、最後の段落に書いてありますとおり、当日の会議録を読み返しというのが後日読み返されたんやと思うんですけども、それを読み返すと、契約として認識しておりますと文字で表れてるんですけども、藤本参事の思いとしては、最初から発言されたときから契約できるという内容で思っておられたんですけども、発言の内容がこういうようになってしまっておりますので、それが思いと違うように伝わってしまう可能性のある残り方をしているので訂正したいということと理解いたしております。

以上です。

○委員長（森田 龍司君） 渚本委員。

○委員（渚本 稔君） そうすると、2月段階でしたかね、産業建設常任委員会の中でこの件についてフロー図が出されて一連の流れが説明された中に、既に団体名がそこにはもう明示してあったということがあったわけですけども、そういう担当者では既に契約として認識しているということだったということで、一連の行政側担当部局の職員の認識の整合性というのはそこにあるんじゃないんですかね。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） 先ほど僕がなぜほかのところについては変更がありませんねというふうに聞いたかという、調査自体の整合性を問われるということになるので聞いたわけです。

令和5年の8月23日の藤本参事の発言で、これは森田委員が質疑をされています。登録になるということは、契約に関するいわゆる手続書という理解でよろしいですかと聞かれたら、そういう意味では契約になる様式であると考えますとこうおっしゃってるんで、それはそのような認識が変えられていないということだろうと思います。

○委員長（森田 龍司君） 局長。

○**議会事務局長（宮元 広司君）** そうですね。これも今回訂正されるといいます契約として認識を契約できるとして認識というのは、藤本参事がここはちょっと思っていたのと違うというふうに後から思われたんだと思うんですけども、そのほかの点についてどうお考えかということまでは、ちょっとここから計り知ることもできないですし、ちょっとそれは確認できておりませんので、私のほうからは何ともお答えはいたしかねるところでございます。

○**委員長（森田 龍司君）** 吉田委員。

○**委員（吉田 俊平君）** 訂正書類はそれしかないので、それ以外の訂正はないという事実しかないと思います。

○**委員長（森田 龍司君）** よろしいですか。

淵本委員。

○**委員（淵本 稔君）** 一般論としていえば、そのときはきちんと認識を発言されていて、後から違っておりましたと訂正するのはいかがなものかと。一般論としてはそう言われても仕方のないことだということは指摘しておきます。

○**委員長（森田 龍司君）** そしたら、この件については訂正文につきましては確認いただいたということでしょうか。

それでは次、淵本委員のほうから提案がありました資料につきまして提出がされてますので、これにつきましても事務局のほうから説明をしてもらいたいと思います。

局長。

○**議会事務局長（宮元 広司君）** 政治倫理審査会要求資料ということで要求されておりました資料につきまして、企画総務部総務課・財務課のほうから令和5年9月25日に提出があったものでございますけれども、これにつきまして読み上げをさせていただきます。

朝来市議会議員倫理条例の条文解釈に関する見解及び随意契約手続に関する問合せについて回答。

1について、第5条第1項の規定は、前2条に違反する行為があったと認める場合の審査請求の手続を定めたもので、一定数の議員の紹介または連署を審査請求の成立要件とする旨を明らかにしています。

この際、請求を行う者が市民である場合の要件については、紹介議員の数を議員懲罰に係る自治法、以下、法といいます、第135条第2項と同じ議員定数の8分の1以上とする一方、当該市民の数は1人からの請求を可能とし、直接請求に係る法第74条第1項の選挙権を有する者の50分の1以上の市民の連署を要しないとしているのは、制度の信頼性の担保及び濫用回避を図りつつ利用しやすい制度とするためと解されます。

一方、議員については、この条の趣旨説明の際に、その取扱いに言及されていないことから明言しづらく、敷居の低い制度運用という制定経過をしんしゃくすれば、連署者と発議者は同義でないと考えられる一方、制定の背景に法第135条第2項の懲罰規程を置いているということであれば、連署者を発議者と同義に捉えることは可能と解します。

1、2について、第6条第5項ただし書は関係議員の除斥を定めたものですが、当該除斥の対象

になる者を審査請求者及び審査対象議員に限り、第5条第1項の規定により紹介または連署をした議員について言及していないことから、除斥の対象とは言えません。

2について、市ホームページに掲載されています「学校給食に地元産の野菜等の味わいを。朝来市内生産者募集！」の資料につきましては、学校給食センターに野菜等の食材納入を行う市内生産者を募集している段階であり、食材納入業者を決定する一連の流れに入っているものと解しますが、参考資料の随意契約手続のどの部分に合致するかは特定し難いと考えますということです。

以上でございます。

○委員長（森田 龍司君） 局長から今朗読をしていただいて説明がありました。

何か質問等がございますか。

吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） 確認なんですけど、1については連署者と発議者が同義でないと考えられるが、連署者と発議者を同義に捉えることも可能ということで、これはちょっと明らかにされていないような印象を受けましたが、そういう理解でよろしいのか。

それともう一つが、2について、学校給食センターに野菜等の食材納入を行う市内生産者を募集している段階であり、食材納入業者を決定する一連の流れに入っているものと解しますというこの一連の流れというのは契約事務の資料と理解してよろしいか、伺います。

○委員長（森田 龍司君） 局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） まず1点目でございます。

連署者と発議者が同義かどうかという件に関しましてですけれども、1の1につきましては、この回答内容は明言はされていない内容となっております。制度の運用でありますとか、制度の類似と言っているのか、自治法上の懲罰の制度との対比も念頭にちょっと幅を持たせた回答をされているんですけど、こういうこともあり得ますという内容になってますので、同義かどうかということについては明言はされてないです。

ただ、1の②のほうで、除斥されるかどうかということについては条例上明確に除斥の対象とはなっていないということがはっきり言われてますので、そのことははっきりとしているところであります。

それと2についての契約なんですけれども、参考資料のどの部分に合致するかは特定し難いということですので、どの部分、参考資料に入るかどうかということも含めてここでは明言されていないという理解です。食材納入業者を決定する一連の流れに入っているというその書いてあるとおりでありまして、特に入っているとかが入っていないとかということには言われてないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） 一連の流れというのは何ですか。

○委員長（森田 龍司君） 局長。

○**議会事務局長（宮元 広司君）** 一連の流れという表現を使っておられますけども、食材納入業者を決定するまでには事務のつながりのあるものがいろんな段階もあると思うんですけども、そういう納入業者の決定に向けての事務のつながりというか、流れのある事務には入っているという意味やと理解しております。

以上です。

○**委員長（森田 龍司君）** 吉田委員。

○**委員（吉田 俊平君）** 納入業者を決定する一連の流れというのは契約事務じゃないんですか。納入業者を決定しないと契約できないと思うんですけども、そこに入っていないのであれば、参考資料の随意契約手続のどの部分に合致するかは特定し難いではなくて、参考資料の随意契約手続のどの部分に合致するかという表現ではなくて、参考資料の契約手続に入っているかどうかも特定しませんということであれば、入ってるかどうかも分かりませんということになるんですが、参考資料のどの部分に合致するかというのは、AからXまでのどこに入っているかは特定できないけども一連の流れに入っていますという理解をしないと、どの部分に合致するか特定し難い、その中に入っているかどうかも分かりませんということにはならないんじゃないかなと思いますけれども。

○**委員長（森田 龍司君）** 局長。

○**議会事務局長（宮元 広司君）** ここで回答されております最後の部分の食材納入業者を決定する一連の流れに入っているものと解しますが、参考資料の随意契約手続のどの部分に合致するかは特定し難いと考えますと書かれていますので、今吉田委員がおっしゃいますように、一連の流れというのを参考資料の随意契約手続と同じように認識なさった上で、入っているけれどもどの部分に合致するかは特定できないという読み方が自然にということでは確かにおっしゃるとおりかなと思いますので、そのように解釈できると思います。

以上です。

○**委員長（森田 龍司君）** 横尾副委員長。

○**副委員長（横尾 正信君）** これは当人呼んできてきっちり聞けば一番正確に分かるんでしょうが、私は、この解釈は普通に読んだとおりに解釈してはみますけども、一連の流れに入ってる、つまり1から2、2から3、3から4、4から5、流れの中に入ってる。しかし、どこからが契約事務の範疇かは、これは明言されていないということですよね。流れの中に入ってる。それが契約の事務の段階の流れかどうかは、これは分からないということで、こういうふうになってるんですね。

参考資料の随意契約手続のどの部分に合致するかは特定し難いというのは、多分本当はこれは、どの該当する部分もないので特定できません、該当する部分はないので特定できない、つまりないということなんですけど、非常に遠慮されて特定し難いというふうになってるんじゃないのかなというふうに私は読んでます。

○**委員長（森田 龍司君）** 渚本委員。

○**委員（渚本 稔君）** 今の意見は、この文章を素直に読んでない意見じゃないですか。

ここで言ってるのは、前半では随意契約の一連の流れ、つまり起点があって締結するまで終点で

すね、この中に入っていることは間違いない。ただし、その中でAの部分なのか、Dの部分なのか、Zの部分なのか、それは特定し難いけれども、起点から終点までの契約の一連の流れには入っておりますと、こういうことを明白に前段で書いとるでしょう。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） これは意見述べる場じゃないんですけども、ただ私も意見言わせていただくと、食材納入業者を決定するという行為は契約行為なんですよね。業者を決定して契約するから契約行為なんです。その一連の流れとは契約事務だと。これは書いてある書いてないじゃなくて、前提条件としてそう読まざるを得ないということです。

○委員長（森田 龍司君） これはそれぞれがどうしても解釈についていろんなことあると思いますので、この場合は意見交換する場じゃないので、こういうことで報告がありましたということで御確認をくださればありがたいと思います。

そしたら、次の審査事項の協議に入っていかせていただいでよろしいですか。

それでは、令和5年7月20日付の審査請求書に関する審査付託についての協議を行っていききたいというふうに思います。

これまでの審査会を踏まえ、各委員の見解について意見を伺いたいと思います。

挙手をいただいてすればいいんですが、審議の時間もそんなにないので、約1時間程度で意見を言っていたりそれぞれのお考えを表明していただければいいかなと思ってますので、申し訳ありませんが、森下さんのほうから順番に行って、一番最後ですか、ここで、そうしますか。それも時間があれなんで、よろしいですか、お願いして。

そしたら、森下委員のほうから順番に意見とか質問とかいろいろ踏まえてそれぞれ御意見を賜ればありがたいですので、よろしく願いいたします。

森下委員。

○委員（森下 恒夫君） 今回の審査会は市が行う請負契約及び委託契約並びに一般物品納入契約に関し、特定業者の推薦、紹介、介入をしないことという規定に基づいての審査であると理解をしております。

そこで先ほど来議論がございますように、じゃあどこからは契約行為なのかということが問題になるわけがございますが、先ほどもありましたように見解も分かれ、ここからだというのが審査会においてもいまだ明確になってないような状況下であります。

そのことは置きまして、これまで給食センター、農林振興課、それから藤本議員、そういった方への聞き取り調査が行われてきました。その中で、倫理条例で言うております特定業者の推薦、紹介、介入をしないという規定に対しまして明らかに違反をしているという証拠と申しますか、ことは3者への聞き取りの中では見いだすことはできなかったということでございます。

したがって、結論を言っているのかどうか分かりませんが、法の精神にのっとり、疑わしきは罰せずということで結審するのが妥当だと私はこのように考えています。

以上でございます。

○委員長（森田 龍司君） 渚本委員、お願いしてよろしいですか。

○委員（渚本 稔君） まず最初に申し上げたいのは、私は藤本議員が農業問題に非常に熱心に取り組まれているということはおかねてより評価させていただいておりであり、また私自身も10年前から、学校給食という安定したマーケットがあるんだから、そこに市内の農業者が野菜などを納入して農業振興を図るといったシステムをつくるべきだと主張してきましたが、なかなかそれが実現されないまま今日に至ってきたというところで、そこをさらに藤本議員が熱心に取り組まれてきたという流れだろうと思っておりまして、そこは私も同感するところであり、その取組には評価させていただいているところでございます。

もう一方で、政治倫理ということで今回審査が行われているわけですが、これは担当する当局側も我々議会側も随意契約の契約行為というものについて正確な認識が弱かったということが大きな反省点としてあるだろうと思います。

これまでこの審査会の中で審査を積み上げてきた中で、随意契約は準備行為も含めて契約の一連の流れというのはかなり幅が広いものだということが確認されてきました。それに照らして見ると、昨年9月段階で朝来市のホームページに納入する農業者募集の告知を市として出してる。ということは、ホームページに告知した段階で随意契約の場合は契約の準備段階に入ってる、契約行為だということで認識されるというのが、これが法令に照らした場合の見方だろうと思います。

その準備行為に入った中で昨年の12月8日に説明会が行われたと。そのときには他の業者は呼ばれずに特定の団体だけが対象になって様々な情報が当局から提供されたということであって、その場に藤本議員が同席されていたということが確認されました。藤本議員のほうは一言も発していないということも、これも確認されたことでありますけれども、しかし法令に照らせば、随意契約の中の契約段階、一連の流れに入っているその席に同席したというのは、これは法令に抵触していると考えられるのではないかなと思います。

また、そこで行政側がここへ来て当時の模様を話されましたが、担当職員は何も考えずに行ったということを盛んに発言しておりました。これは私は日頃から数々の契約事務を行っている行政職員としては非常に認識が甘かったのではないかなと、ここは厳しく指摘しておかなければならないと思います。行政職員側にその認識があれば、藤本議員の顔を見たとき、ここは議員の立場でおられるのはまずいですよ、退席したほうがよろしいですよというそういう進言もできたはずでありますけれども、その認識が全くなかった、何も考えずに行ったということでもありますから、そこで法令に抵触してしまうことになったという事実だろうと思います。

その準備段階、起点から契約締結まで終点の段階に入ってるということは、朝来市の法制担当も、これは法令に照らしてそのとおりだと認めていると。これらの客観的な事実を見れば、残念ながら双方の認識不足によって生じて今回の法令に抵触したという事態になってしまったと、私はそう考えております。

そこで、これについて、この審査会でそこまで事実を検証して積み上げてきた結論としては、これは残念ながら双方の認識不足によって抵触してしまったという結論になるのではないかと、私はそ

う考えます。

以上です。

○委員長（森田 龍司君） 足立委員、よろしいですか。

○委員（足立 義美君） 今取りあえず審査結果はこういうことなんですけれども、私これまでずっと話し合ってきたことを若干確認も含めてしておきたいと思っております。事実はこちらであったという確認がね、きちつとはできてないんで、そのあたりを含めて話をさせていただきたいと思います。

まず最初に、この件については疑惑はやっぱりあった、そのスタート段階ではね。審査会で審査したことには瑕疵はなかった、これが一つです。

それは何かいうたら、一つは常任委員会の調査報告であったり審査請求書ですけども、その発端として農林振興課長が提出したよふどの恵のフローチャート、これが発端だったということでございます。

事実関係の確認なんですけれども、まず藤本議員の参加時のイメージは、農業振興に関する市民向け出前講座という認識ですが、これは先ほど淵本委員も言われたように、農業を一生懸命にふだんから取り組んでおられる藤本議員がよふどの恵の活動に賛同し参加すること、これについてはごく普通、そして特に与布土自治協関係として一生懸命活動されている、それはもうごく自然な参加だった、ここまでは認められます。当日の会議では藤本議員は全く発言されなかったという確認は3者でできております。

契約に関しての話ですが、関係者の全てが説明会という認識であった、こういうお話はあるんです。これはもうそのとおりかも分かりませんが、4年9月の市ホームページで事業者公募が行われて以降については随意契約の一環と解される、これは市の法制のほうからの回答で、食材納入業者を決定する一連の流れに入っているものと解する、先ほど来、話の出ておった中身でございます。

それから、私は契約というのは当事者同士の意思表示が合致すること、これが成立要件ですから、あまり契約を幅広く通常は捉えるべきで、本来は売ります買いますでもう契約成立なんですけど、ちょっとそこまではいかないにしても、12月の8日の会議時において大きさ、重さ、規格を統一していただきたい、店に出すような野菜を出していただきたい、市外野菜の年間の使用スケジュールが提示されている、こういうことを総合的にやっぱり勘案すると随意契約に向かったの行為であるということがやっぱり妥当だろうなと私は考えております。

これは農林振興課の出されたフロー図、農林振興課長は、フロー図の提出は逃げずにはっきりミスであった、自分の責任だということを言われております。この件自体は市のミスから派生した問題です。藤本議員はフローチャートの存在を全く知らなかったということでございます。知ったのは本審議会の第2回議事録によって初めて知ったことです。

それから、藤本議員は公募が4年9月の市ホームページで行われていることは全く知らなかった、このとおりだと思います。藤本議員はよふどの恵の会員ではあるが、イベント時に農産物を出したくらいでほとんど取引実績はない、これも確認したところです。

それから、よふどの恵の役職員にはなっておられないし、経営に対しては一切関わりを持っておられません。

それから、従来から一生懸命農業のことを話されてるんですけども、よふどの恵から藤本議員に対して一般質問でこのような質問をしてほしいと、そういうような働きかけは全くありませんでした。

結果的に、藤本議員が気づき知らぬところで起こった本件は、市当局において藤本議員が同席していることを知った時点で、先ほど湊本委員も指摘されておりましたけれども、やっぱり進言できたん違うか、市は甘かったん違うか、まさにそのとおりでね、そこで初めて起きたことで、これは市の職員が退室を求めるべきであったんだと、そしたらこんな問題は全く起こらなかった、最後そこで止められるチャンスがあったのに止められなかった、残念なことでございます。

上記の調査結果、審査の過程で明確になったように、藤本議員の積極的な関与は一つ見当たりません。市の回答に照らし合わせれば、朝来市議会議員倫理条例第3条第1項第3号に規定する市が行う請負契約及び委託契約並びに一般物品納入契約に関し、特定業者の推薦、紹介、介入をしないことに、やっぱり積極的な関与は一切なかった、これはもうそのとおりですけども、やっぱり抵触してるんだろうなと思われまます。そういう判断をするのが私も妥当と考えております。

審査結果ですけども、政治倫理条例に抵触していると思われるが、抵触している内容が藤本議員が同席していたという事実のみであった。極めて軽微な倫理違反である。そういうことからすれば、処分があるとすれば、どんな処分があるか私もよく分かりませんが、処分の中で一番最低・最小の処分が適当と考えております。

それから、やはりこの件は藤本議員だけの問題じゃなくしてね、たまたま今藤本議員に起こった問題ですけども、誰にでも起き得る事例であると。改めて全議員に細心の注意をもって議員活動に当たるように注意喚起すべきだろうなということで、私自身も藤本議員の立場になっとったら参加しとったかも分からんし、そこらはちょっと気持ち的にはよう分かる話なんです。しかし抵触してないかといったらそうでもないな、こういうことでございます。

当審査会が相当重い処分を科した場合の弊害を私は心配しております。本来議員活動として許容される範囲の活動であっても、政治倫理を問われるかもという思いの中で活動が委縮してしまうおそれが発生する、こういうようなことはぜひとも避けたい、そう考えております。

今日審査やっておりますけども、今日はずっと今委員長から聞いていただいています。もう大分日数もたっておりますので、今日結論を出して審査結果としてこの委員会でもとめるべきであるとそう考えております。本当に藤本議員には申し訳ないんですけども、一番軽い処分が適当だろうと私の中では考えております。

以上です。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員、いいですか。

○委員（吉田 俊平君） 資料をちょっと提供させていただいているので、そこから説明させていただきます。それは議会の自律権が適法であるのか違法であるのかという最高裁判例です。まず何も

書いてないほうから。

これは昭和35年10月19日最高裁判所大法廷で判決をされた棄却結果の主文であります。

判示の事項であります、地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰議決と裁判権という事で争われています。

この判決の要旨ですが、地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰議決の適否は裁判権の外にあるということで判決がなされています。

それからもう一つの資料、お願いします。

こちらは平成31年2月14日最高裁判所第一小法廷で破棄自判と判決をされた内容であります。

判示事項につきましては、普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の私法上の権利利益を侵害することを理由とする国家賠償請求の当否の判断方法。そして2番目が、市議会の議会運営委員会による議員に対する嚴重注意処分の決定が違法な公権力の行使に当たるとは言えないとされた事例となっております。

いずれの場合も議会の自律権を重んじて議会の決定を尊重しているという事例になっております。それを前提に皆さん考えていただきたいと思えます。

そこで私から話をさせていただきますと、この論点整理につきましては二つの論点があると思っています。

それは先ほど足立委員が言われた事実の確認、そしてもう一方が違反行為の有無ということです。それぞれに説明をさせていただきます。

事実の確認ですが、8項目事実が確認されているというふうに理解をしています。

1点目が議会倫理条例第3条第3号についてであります。

これは市が行う請負契約及び委託契約並びに一般物品納入契約に関し、特定業者の推薦、紹介、介入をしないことというふうになっております。これが一つの今回の付議の内容です。

2点目が契約に関しの意味についてです。

国から示されている契約事務では、一般競争入札及び指名競争入札に当たっては資格審査、予定価格の作成、指名・公告通知、契約の申込み、開札、契約相手の決定、契約の締結、契約の履行とされております。随意契約に当たっては、予定価格の作成、指名・公告通知、契約の申込み、開札、契約相手の決定、契約締結、契約の履行とされております。こういう事実があります。

3点目、特定業者の介介入行為について。

資料17及び資料18において、当該議員が当該の一般社団法人である農産物生産者団体の説明会に当日出席をされていた事実が確認をされました。

4点目、当該議員の資格についてであります、当該議員は当該団体の役員でないことが確認をされました。つまりは部外者であったということでもあります。

5点目、食材納入を行う市内生産者の公募についてであります、当該団体が求め開催された説明会の12月8日時点で食材納入を行う市内生産者の公募が給食センターから実施されていたことが資料16において確認をされました。

6点目、契約書類について。

先ほども冒頭で申し上げましたが、給食センターのほうから御説明がありましたように、給食センターは契約書に代替する資料、生産者登録及び事業計画を当該団体に渡していたことが資料16において確認をされました。この部分においては今回も訂正がなされておりませんので、契約書類であるというふうに理解をしています。

7点目ですが、便宜行為についてであります。

資料17において、朝来市学校給食センター主な使用野菜の市外品購入時期、令和4年12月現在という資料が当該団体に渡されており、生産者間の納入競争の中で当団体が有利になるような資料が当該団体にだけ渡されていたことが確認をされました。

要望行為です。

資料17において、当該団体から規格外及び大小不ぞろいの野菜の納入要望が確認をされました。

以上がこの委員会の中で確認された私が重要であるという事実であります。

それから2点目の論点ですが、違反行為の有無につきましては、本事案における政治倫理違反の構成要件は同条第3条3号の一般物品納入契約に関し、介入をしないことのうち、契約に関し並びに介入をしないであるというふうに理解をしております、この2点について説明させていただきます。

1点目の契約に関しについてであります、当該団体に説明会が開催された12月8日時点では既に公募が実施されており、契約事務のうちで予定価格の作成、指名・公告通知の段階にあるというふうに理解をしています。

また、契約に代える書類である生産者登録及び事業計画書は当該団体に渡されていることから、構成要件を満たしているというふうに考えます。

2点目の介入については、当該議員は当該団体の役員でないにもかかわらず、契約事務の場である限定された個別の説明会に出席したことは、その場での発言のあるなしにかかわらず、執行者側への無言の圧力となる可能性を排除できません。

また、その場では規格外や不ぞろいの野菜の納入要望が示され、その後に朝来市学校給食センター主な使用野菜の市外品購入時期、令和4年12月現在が便宜を図るために給食センターから渡されており、結果的には介入していないと言えない状況であることから、こちらも構成要件をいずれも満たしているというふうに考えます。

したがって、政治倫理違反があったと私は確認をしています。

その措置につきましては、議場での議長からの注意が相当であろうと。措置は3種類一般的にはあります。議場での議長からの注意、そして議場での謝罪、そして辞職勧告という大きなものでは三つありますけども、その中の一番軽い処分が妥当であろうというふうに思います。

最後に私の所感を述べさせていただきます。

議会議員政治倫理の制定理由は、議会や議員が市民全体の奉仕者であることから、市政に対する市民の信頼に応えるとともに公正で開かれた民主的な市政の発展を目的としています。そのために

総括的に不正の疑惑を持たれるおそれのある行為の禁止を定め、個別事項として金品の授受の禁止、契約事務への関与の禁止、採用人事への関与の禁止、公職選挙法の遵守と寄附の受付禁止を定め、一般的な倫理観よりも高い要求をしていると解されることから、議会や議員は改めて皆が再確認を行うとともに、李下に冠を正さずとして今後の議会活動や議員活動に努めていただきたいと思います。

また、当該団体の行為をこの審査会が審査する立場にないことはもちろんのこと、この当該団体というのは農産物生産団体ということです。当該団体の行為をこの審査会が審査する立場にないことはもちろんのことですが、審査過程において御迷惑をおかけした部分があったことも事実であります。そのことは真摯に私も受け止めなければならないと考えています。

今後においても当該団体が朝来市の発展のために地域等で御活躍をいただきますことを本審査会、私自身も望むものであります。

以上であります。

○委員長（森田 龍司君） それでは何かありますか。

横尾副委員長。

○副委員長（横尾 正信君） 質問をさせてください。

淵本委員に質問させていただきますが、先ほども言われましたし、9月27日の発言にもあります。7月27日の発言から始めましょう。

随契の場合は企画や説明の段階から幅広く契約の範疇に入ると内閣府が言っている。国の指針、それは御存じでしたかと藤本さんにお聞きになってますが、この根拠、内閣府が言っているという根拠はどこでしょうか。

○委員長（森田 龍司君） 淵本委員。

○委員（淵本 稔君） 以前にその件については国の関係するたくさんの法令が列挙して出されました。私はそれを指しております。

○委員（吉田 俊平君） 整理していただきたいんですが、まずは個人の意見表明ということで、議員間の討議ではないという理解で話をしていますので、まずは横尾委員の自分の主張をされないと、皆さん主張を聞いておいて責めるというのは、これはちょっと筋がおかしいと思います。

○委員長（森田 龍司君） では意見表明してもらいましょうか。

もう一度整理だけしておきましょうか。ここは、できましたら質疑よりもそれぞれのこれまでの政倫審の経緯があったので、ここはそれぞれの委員の中でそれぞれ解釈も違ってるし判断も違ってくると思いますので、そういう意味では、それぞれの委員の意見表明をする場にしたいと思ってます。それぞれの質問は意見交換、質疑をする必要はないんじゃないかなと私は思うんですけどどうでしょうか。それでよろしいですか。

そしたら、横尾委員のほうからお願いします。

○副委員長（横尾 正信君） 私はほとんど意見らしい意見言ってませんが、諾否についてはね。幾つか論点整理させていただきました。主に論点整理すれば5点の論点整理をさせていただきました

ので、それらについて意見を申し上げたいと思います。

ペーパーにしていますので、傍聴者の方はそれを御覧ください。資料を提供お願いします。

○委員長（森田 龍司君） 暫時休憩します。

午前9時59分休憩

---

午前10時9分再開

○委員長（森田 龍司君） それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

横尾副委員長。

○副委員長（横尾 正信君） 取りあえず論点整理させていただきまして、5点ばかり整理しました  
附帯意見として1から5まで提出しておりますので、順次読み上げていきます。

まず、附帯意見の4からお願いします。

「に関し」についての見解でございますが、私の考えでございます。

「に関し」について、かなり独善的な見解が繰り返されています。

第4回の審査会でも、吉田委員から藤本議員に対して「契約に関し」についてどのように理解しているか質問がありました。

以前の審査会で、私の解釈は吉田委員とは違うと申し上げていますので、私の見解を述べたいと思います。

(1) 吉田委員の見解と主張。

第3回審査会9月5日の議事録から吉田委員の主張を拾います。

1) 条例3条3号について、「契約に関し」と書いてあり、「契約について」もしくは「契約に介入、推薦、紹介しないこと」とは書いていないわけです。なぜ特定していないかというと、その事務について、広範に範囲を広げているということです。

「関する」というのは、国語辞典で調べていただいたら分かります。特定のことでなくて、それに付随することを含む言葉だと、これが法の解釈だろうと思います。

2) つまりここについて、「契約に関し」と読み替えると、この契約の事務に該当する。内閣府の資料で契約の締結は契約そのものでしょう。ただその段階の契約の申込み、開札、予定価格の作成、指名、資格審査等は、契約に関する事務なんです。つまりこの「関し」にこの契約の事務が当たるのではないかと考えます。

3) こういうところに議員が介入すべきではないということです。

これに議員が介入し始めますと、契約以外は介入してよい、推薦していい、紹介していいということになると、資格審査やそれまでの前段を含めて、議員がここに介入する余地を与えてしまう。

4) そういうことを予防するために、この「契約に関し」という表現で、広くこの介入行為を議員自らが自制しているというのが、この倫理条例の基本的概念だと思うので、そこは皆さんも御理解いただきたい。これが9月5日でございますが、第4回審査会でも発言がありました。

5) 契約の場かどうかということよりも、契約に関するかどうかというのが条例上問われている。

(2) 「に関し」についての一般的、あるいは私の理解でございますが、「について」と「に関して」は多少のニュアンスの違いはあるものの、ほとんど同じような意味で用いられております。広辞苑などで調べました。

「意味や用法はよく似ているが、関してのほうが、少し広い範囲を指す」という見解もありますが、大きな違いはないと思います。

「について」は和語的、口語的な表現であるが、「に関して」は少し固い表現で、官公庁やビジネスなどの改まった場面、文書などで用いられることが多い。

「について」を「に関して」に変えたからといって、前の名刺の意味や幅が大きく変化するなどということはない。あってもささやかなものでしょう。

幅や意味を広げたい場合は、助詞ではなく、前にある名詞のほうを幅広い意味のものに変更するほうが合理的でしょう。

2) 事例を挙げて説明しましょう。

1、私の結婚式について、A社に一任します。

この文章を、私の結婚式に関してA社に一任しますと変更しても、A社は、婚活や婚約パーティーを組み込むことはできません。この場合、前の名刺の「結婚式」を「結婚」に変えて、3、私の結婚に関して（ついて）A社に一任しますとなれば、A社は婚活や婚約パーティーを組み込むこともできます。

3) 「について」であれ、「に関して」であれ、その前につく名詞と後ろの動詞をつなぐ接助詞にすぎず、その用法は多少のニュアンスの差はあるものの、大きな違いはありません。問題は名詞の持つ意味の幅や広さにあるでしょう。

吉田委員の解釈は、まことに独善的な拡大解釈、御都合的な解釈といえ、厳に慎むべきことでしょう。

(3) 契約の事務にそれぞれの幅や段階があるのは当然なこと、しかし、接助詞の解釈いかんにかかわらず、契約というものの事務について、それぞれの段階や幅があるということは、吉田委員の申されるとおりであり、当然のことです。

契約という概念は、契約書の締結だけを意味するわけではありません。吉田委員のおっしゃるような「について」とあれば、契約の締結だけを指し、「に関して」とあれば契約の事務全般を指す、などということはありません。どちらでも同じです。

どちらの語を用いるにせよ、条例は、厳格に「契約」のみを指しています。条例第3条1項3号は、契約という語を3度も用いています。

請負契約、委託契約、物品納入契約です。「に関し」は厳格に、この三つの契約を指しています。契約に関し特定業者の有利または不利になるような、(不当な) 推薦、紹介、介入をしてはならないと戒めています。厳格に、契約についてのみ述べているのです。

「について」とあっても同じことです。そしてここでいうところの契約とは、当然のことながら、契約の全過程を含んでいます。一般競争入札でも、随意契約でも幾つかの段階があるでしょう。そ

これらのどの段階であれ、不当な介入をしてはいけないということを定めています。

提出された内閣府資料について言うなら、一般競争契約においては、資格審査から始まり、契約の締結まで、何段階もの事務が示されています。これらの段階は全て契約行為、事務という概念の中に含まれると考えていいと思います。吉田委員の主張されるとおりです。

これらのどの段階であれ、議員が特定の者のために不当な介入をすることは許されないということでもあります。

また、この資料において、随意契約についても、契約の締結までに予定価格の作成、見積書の徴取と見積り合わせ、契約相手の決定、契約の締結等という四つの段階の事務があることが示されています。つまり随意契約の事務は、予定価格の作成から始まり、見積り合わせ、契約相手の決定、契約の締結で終わります。この4段階が随意契約の契約、契約行為の範疇に入ります。このいずれの段階においても、議員の不当な介入は厳しく戒められていることは当然のことでもあります。

次に、附帯意見の5でございますが、先ほどの質問に関連するところでございますが、附帯意見の5、内閣府資料の理解の誤りについてでございます。

国・地方公共団体における契約に関する関係法令の概要、平成23年1月10日の資料を吉田委員が提出されておりますが、この吉田委員の理解につきまして、9月5日に詳しく述べられておりますので、それを引用させていただきます。

(1) ここには、契約の事務がいつから始まるかということが書いてあります。

2 その随意契約という中の括弧書きを見てください。企画競争、公募手続を含むとあります。随意契約の場合は、公募手続も含むということでもあります。

3 給食センターにおいては、令和4年の12月には、既に公募手続が始まっています。

4 この公募の最中に12月8日の説明会が開かれている。

5 つまり、指名の段階である公募中に説明会が開かれているので、この説明会は契約の事務に該当することになります。

以上は、9月5日の第3回審査会での吉田委員の発言です。

しかし、この吉田委員の内閣府資料の理解は基本的に誤りです。

(2) 淵本委員の主張について。

また、淵本委員も同様に、この内閣府資料を根拠にして第4回の審査会で以下の主張をされました。

1 給食センターの生産者募集という公募広告が令和4年9月の段階でホームページで公開されている。

国の法令に照らせば、随意契約の場合はここから契約行為の一環に入っている。

2 一般競争入札と違って、随意契約の場合は、国の様々な法令から、企画であったり、説明会の段階から、幅広くこれらは随意契約の範疇に入ることが示されている資料がある。

3 国の指針では、随意契約の場合は、いわゆる12.8説明会の段階から、契約行為の範疇に入るという法令が示されている。

これらの主張も、同様に内閣府資料の理解の誤りに基づくもので、完全な誤解であります。

2人の委員は、「企画競争、公募手続を含む」という記述を、随意契約の事務における段階を示す概念として理解されました。つまり、企画競争や公募を随意契約の事務の範疇に入る概念として把握されてしまったのです。

しかしそれは誤りで、内閣府資料に記されている企画競争、公募手続を含むとの記入にある二つの概念は、随意契約の種類、類型を示しているのであります。

## (2) 内閣府資料の正しい理解。

本資料において、随意契約の箇所に、確かに企画競争、公募手続を含むと書いてありますが、その意味は、吉田委員が理解されたような、随意契約の事務の段階の中に、あるいは範疇に、公募手続が含まれているという意味ではありません。それは誤解です。

随意契約という契約類型の中に、一般的な随意契約以外に、企画競争という型、方式及び公募型随意契約という型、方式も含まれますという意味であります。

つまり、随意契約には、大まかに三つの類型があるということです。

一つは、見積り合わせを基本とした一般的な随意契約、二つは、企画競争、すなわち我々がよく知っておりますプロポーザル方式を採用した随意契約、三つ目が公募方式による随意契約、いわゆる公募型随意契約と呼ばれるものであります。

整理しますと、以下のようなことです。

### 1 一般的随意契約。

見積り合わせを基本にした最も一般的な方式で、契約事務は、予定価格の作成、見積り合わせ、契約者の決定、契約の決定の4段階。

### 2 企画競争型随意契約。

いわゆるプロポーザル方式であり、企画書を提出した事業者の中から、契約者を決めます。契約事務は、予定価格の作成、企画競争、契約者の決定、契約の締結の4段階。

### 3 公募方式公募方式（公募型随意契約）。

中央省庁ではびこっていた一社応札の随意契約の悪弊を是正するために、近年推奨されている方式であります。契約事務は、予定価格の作成、事前確認公募、一社指名、契約の締結の4段階。

少し詳しく説明します。

3いわゆる公募についてですが、公募型随意契約、正確には事前確認公募型随意契約と申しますが、公募というと広く一般募集するように聞こえますが、実際には、この公募の目的は、調査研究等に必要な設備や技術などを持つ事業者と随意契約を結んでいる官公庁が、他に同様の設備や技術を持つ事業者がいなかを確認することです。一般的には確認公募と言われます。

この方式を採用する主な対象は、特殊な技術や設備を必要とする研究開発などであります。

具体的な事例を紹介します。

注1、国立研究開発法人理化学研究所。

ここへこういう公募をしていますね、随意契約事業確認公募。

下記の件について、特定の者との随意契約を予定していますが、つまり一社応札を予定していますが、他の供給可能者の有無を確認するために公募に付します。

注2、福岡市。

どこの自治体でもあるんですけども、随意契約における参加者の有無を確認する公募手続、こういう形で公募しています。

注3、財務省、会計制度研究会（令和元年6月）。

この研究会で、公募という語は多義であるので、事前確認公募と精緻に定義してもらいたい、このような意見がございました。

このように、内閣府資料の企画や公募手続という言葉は、随意契約の事務における段階や範疇を示しているわけではありません。随意契約の種類、種類を示している言葉であります。

提出された内閣府資料で言いますと、この概念は、あの資料の縦軸の概念を示しているのではなくて、横軸の契約の種類という横軸概念の範疇でございます。

（4）二つの「公募」には何の共通性もない。

以上で明らかのように、内閣府資料の「確認公募」と、給食センターの「生産者登録公募」には何の共通性もありません。

つまり吉田委員が示された、内閣府資料における「公募手続」と、給食センターがホームページで公表している「生産者の公募」とは、何の関係性もありません。

したがって、吉田委員が9月5日の審査会で主張された「指名の段階である公募中に、12月8日の説明会が開かれているので、この説明会は、契約の事務に該当する」という考えは、全く当てはまらないということになります。

また、淵本委員の主張もその論拠を失います。

12月8日の説明会は給食センターの生産者との売買契約との関係でどんな関係にあるのかを確認したければ、实事求是、現実に立ち返って、現実を分析するしかありません。真実は現実の中、事実の中にあり、空疎な理論の中にはありません。

次に、附帯意見の1でございます。

12月8日、これが最大の問題点でございました。

12月8日は一体何が行われたのか。

先ほど安達委員の意見もありましたけど、12月8日の位置づけ、これが大きな問題だろうと思いますが、これについてもかいつまんで簡単に位置づけます。

（1）会議の概要は、会議のテーマ「地元野菜の供給について」、給食センター「地産地消にかかる打合せ」、これは農林振興部の会議録のテーマでございました。

主催者は、一般社団法人よふどの恵、出席者は、よふどの恵役員6人、会員1人（藤本議員）、給食センターが2人、農林振興課が3人、議事が、朝来市学校給食センターの地産地消の取組の状況ということで、給食センターがこの会議のために作成した資料に沿って説明し、進行いたしました。

市内産使用品目、この中身は5項目ございますが、22品目の説明と、2番目に1日の使用量、(3)主な取引先の紹介、(4)令和3年度市内産の使用割合、(5)米についてなどのかなり事細かく説明をされました。説明の後、様々な質疑応答があった。その内容は学校給食センターの会議録に詳しい。

どんな野菜を必要としているのか、曲がったキュウリなど、規格外でもいいか、品種に指定あるか、市外産を市内野菜に置き換えできるようにすればいいのでは、などなどの質疑応答があり、後日、市外野菜の年間使用スケジュールを資料提供することにして散会した。約90分の会議時間であった。

この間、藤本議員は傍聴者として同席していたが、発言は一切していないとの弁明における答弁であった。この点は給食センター、農林振興課、藤本議員とも一致している。

## (2) 会議の評価。

会議の評価は双方にとって余り高くなかったようである。よふどの恵側にとっては、規格品の生産のハードルが高いとの感じが多かったとは、藤本議員の話でありますし、また給食センター側は、本格的に取り組んでもらうには数年かかるとの感触を持ったようであります。

以上が、給食センターと農林振興課の会議録及び藤本議員の発言などから見た12月8日の会議の実情であります。

この点につきまして、今井センター長が8月23日に、12.8会議につきましては、説明会という認識でありました。契約の場であるとは特に認識しておりませんという発言もございます。これが12.8会議の具体的な内容であろうと思います。

次に、附帯意見の2でございます。

給食センターの地元野菜の売買契約方式についてでございますが、これも重要な論点でございますので、私の意見を申し上げます。

(1) 給食センターの地元野菜の調達方式については、市財務規則103条2号及び市学校給食センター条例施行規則第12条の規定によって、随意契約ではあるが、見積書を徴さない方法での独自の調達方式を採用することが承認されております。

(2) それゆえ、給食センターは、納入指定日の一、二週間前に地元野菜等の登録生産者の中から、事業計画書を参考に、特定の者を選んで発注し、そのときの時価で購入する方式を採用しております。受注者が承認した時点で売買契約が成立します。

この方式にあつては、随意契約ではあるが、見積書は徴取しないし、見積り合わせもしない。購入価格は時価なので、当然予定価格の作成もない。価格は発注した時点での時価で決定されています。

(3) この調達方式は、随意契約と言いながらも予定価格の決定もなく、見積書を徴取することもなく、あらかじめ登録されている地元生産農家の中から、任意で選んだ特定の者に、時価で発注して調達するという、給食センター独自の方式であり、朝来市給食センター方式とも呼ぶべきものであります。

(4) 給食センターにおける地元野菜の発注と受注、つまり売買契約、つまり納入契約でございますが、1) 発注につきましては、基本的には一、二週間前に発注する。価格はそのときの時価である。生産者の計画表を参考に発注する。受注を断られたときは、次の農家へ発注する。

2) 受注、農家が受注を承認した時点で売買契約、つまり納入契約が成立します。

3) その他、ドタキャンがあった場合は、二、三日前に発注をかけるときもある。

当日購入の場合は、たじまんまで購入するときもある。

4) 納入、指定された当日の朝7時から8時に納入する。検品してから納品書を受け取る。

5) 支払い、月締めで請求書を提出する。

以上が、給食センターと登録生産者との売買契約のあらましであります。

以上見たように、随意契約とはいえ、契約事務は発注・受注の一段階のみ、つまり契約の締結のみであります。店頭で購入するのと余り違いがないような感じでございます。ただ特徴といえば、発注先があらかじめ登録された契約農家の中から選ばれるということぐらいであります。しかしあらかじめ行われるこの生産者の登録は、売買契約の事務の範疇には入りません。関係はあるが、別の領域の事務でございます。つまり、当局の定義を借りるなら「契約者を決定していく一連の流れの中にある事務」ではあるが、随意契約の事務の中には含まれません。これは随意契約の定義からすれば、当然の帰結であります。

また「生産者の登録」事務を詳しく見れば、契約のための事前準備段階ではあるが、契約の範疇には含まれ得ないことも明瞭であります。

これは補足説明1を準備しておりますので、もう少し詳しく言いますが、「一般物納入契約に関し」に含まれている「契約事務行為」についてでございますが、条例3条1項3号にいう「一般物納入契約に関し」に含まれている事務行為とは何かということについて、もう一度分かりやすく説明いたします。

(1) 「契約に関し」に含まれている事務行為。

一般競争入札においては、資料にあるとおり、資格審査から始まりまして、契約の締結、つまり狭義の契約でございますが、何段階もございます。

(2) 随意契約は、一般的な随意契約におきましては、予定価格の形成、見積りの徴収と見積り合わせ、契約者の決定、契約の締結（狭義の契約）でございます。

(3) 給食センターの契約、これはある種特殊な随意契約でございますが、発注、受注（納入契約の締結）のみでございます。契約書もございません。予定価格の形成、見積り合わせなどはない。

給食センターの「契約に関し」に含まれていない事務行為については、そうしますと、①「生産者登録」事務行為（登録の受付やら、圃場の確認やら）等は含みません。上記契約行為の事務ではございません。そのための準備行為の段階の事務であり、次元が違う行為であります。

②ホームページで生産者公募している事務行為は当然含みません。

③「生産者登録」のための「説明会」も含みません。上記事務行為のさらに準備行為であるためであります。

したがって、「生産者登録のための説明会」は、倫理条例3条1項3号の「対象事案」では全くありません。

その非対象事案である「12.8説明会」に藤本議員が参加・同席していることは、倫理条例3条1項3号上、何らの問題もないと結論づけるしかありません。

次に、附帯意見の3でございます。

これも問題になってございますが、朝来市型生産者登録制度でございます。

給食センターが採用している生産者登録制度は、給食センターが地元野菜の調達において、生産農家と売買契約を結ぶに際し、売り方の資格を付与するためにする給食センター独自の制度であります。

登録者の資格は、「朝来市民であって、市内の圃場で野菜等を生産する者」に限定されております。しかし上記の資格さえ満たしていれば、生産者登録そのものは、容易であります。

生産者登録書に住所、氏名等必要事項を記入し、下面に、年間の野菜等の生産計画書、野菜の種類、時期、出荷量等を記入して、給食センターに提出すれば登録されます。ただ、実際上は、見本品の提出や、圃場のチェック、確認、面談などを経ることが必要であります。

生産者登録は、売買契約、納入契約ではありません。登録は単なる売買契約の資格を得たにすぎず、登録者個人が計画書に記入した特定商品の納入の権利を得たとも、これも明確には言えません。

つまり、生産者登録は、地元野菜を購入したい給食センターと、地元野菜を納入したい地元農家とのある種の契約行為ですが、即、野菜購入契約ではありません。

この登録によって生まれた両者間の権利と義務の関係は大要以下のようなものです。

登録者（市内生産農家）。

1) 給食センターに生産した野菜を売ることができる。つまり発注を受ける資格を獲得した。しかし生産契約、種類、量、価格、時期などを結んだわけではない。あくまで販売、納入の資格にとどまる。1年を通して結局、自分には注文がなかったということもあり得るのであります。その場合も契約違反であると追及はできません。

2) 生産計画書を提出しているのだから、その計画に基づいた発注があれば、できるだけ受注する努力義務を負う。しかしここでも、受注しなければ、契約違反というわけではなく、生産状況の都合で受注を断ることもできる。つまり義務の発生する生産契約をしているわけではありません。

3) 登録者が必ずしも大きな生産農家というわけでもないのだから、こうした緩やかな関係性を結ぶほうが双方にとってもメリットがあるとなるのは仕方がないことでしょう。

給食センター。

1) 登録契約を結ぶことによって、地元野菜を発注できる農家が増えること、そしてそれらの農家をため池のようにプールしておけるという利点があります。

2) 登録者からのみ、地元野菜を買うという義務を負っています。しかし特定の生産者に対して何かしらの購入義務を負ったわけではありません。

3) 生産計画表を参考にしながら発注し、相手が受注して初めて特定生産の売買契約が成立しま

す。

4) つまり登録の段階では、給食センターは登録者に購入契約を結ぶ資格を与えたにすぎず、相手の状況によっては発注しない自由も保持しています。

これが、「登録」を確定した段階での双方の大まかな権利と義務の大要であります。

つまり、本件における「生産者登録」とは、商品の売買契約の前段階、準備段階である「売買契約の資格の付与または確保」の段階に当たる。決して、登録契約が売買契約に相当するということはないということは、今までに見てきた登録の実情の分析からも明らかなことであります。

しかしながら、だからといって、「生産者登録」においても、不正な手続が可能である場合において、議員たるものが特定の者の利益のために不当に介入してもよいことにはならないのは当然のことであろうと思います。

例えば、登録希望者の圃場の大半が市外に存在している場合などに介入することなどであります。

また、朝来市給食センター方式の「生産者登録」において、そのほか、議員が不当に介入し得る余地はどのような場合に発生し得るのか。

例えば、登録の希望者が、給食センターの予定する登録者数を大幅に超過し、競争が発生しているような場合であります。

給食センターはこのような場合には、希望者の中から、より生産技術に優れ、品質のよい野菜を作るもの、また生産計画の達成がより確実で、信用できる者を選ぼうとしますが、そこに議員が介入し、それらにおいてより劣悪な特定の者を競争上位に押し込んで、登録者なさしめるような場合であります。

この場合における不当介入は、契約行為、契約事務に直接関係するものではありませんが、議員の倫理条例に十分背馳する行為と言えます。

しかしながら、給食センターにおける「生産者登録」の現状は、そのような競争状態とはほど遠く、求めている登録者の数には到底及んでおりません。大幅な登録者不足の現状であります。ほぼ申し込めば登録される売り手市場であります。

このような状況の中では、生産者登録事務において、いかなる議員でも不当介入できる対象事案はほとんどないのではないのでしょうか。むしろ登録候補者を探してせつせと紹介することになるのではありませんか。

このたびの12月8日の会議においては、公募されている「生産者登録」の具体的事務の説明は、余りなされておらず、提出されている会議録から見る限り、給食センターの地産地明の取組の説明が主になっていたようでございますし、なおさら、このような登録事務への不当介入は物理的にも不可能であったと推量します。ましてや「無言」では介入の余地がないと思います。

以上、私の論点整理いたしました5点に関しましての意見でございます。

○委員長（森田 龍司君） 以上で皆さんの意見を表明していただきました。

それでは次に、各委員の皆様から見解を伺ったという御理解をさせていただいて、そして審査会として、審査付託を受けましたので、この件について違反する行為の存否について採決に入って

いきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

暫時休憩します。

午前10時39分休憩

午前10時40分再開

○委員長（森田 龍司君） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

横尾副委員長。

○副委員長（横尾 正信君） 私の意見でございますが、初めから読み上げます。

私は本件を「藤本議員倫理条例違反問題」と名づけています。

私は本件を「問題とするに足らず」と考えています。むしろ問題にしたことが問題ではないか。この小さな問題に白か黒かの結論を大真面目に出そうとしていることほど、滑稽なことはないのではないかと審査会を開くたびに、その思いを強くしました。

あらゆる人は何か正しい、これは中国の老子の言葉でございますが、一つのものを見る角度は実に数多くあります。したがってこの問題を重要な問題だと考える人がいることは自然なことです。しかし、この問題を「結論なし」で閉じることもこの問題を解決する一つの方法であると思います。

私は9月27日の藤本議員の弁明のための発言を聞いて、正直に言いまして大変感銘を受けました。これこそ真面目で誠実な市議会議員の発言であると思いました。ただひたすら、地元のために尽くすことを念じ、頑張っているだけだと。しかし地元のためだからと、当局に対し、よこしまな圧力をかけて、特別な便宜を計らせようとか、そんな下劣なことは考えたこともないという、真摯な心根を持った、立派な人物であると思いました。

弁明の中で、神戸新聞の記事を見て、豊岡市に住む知人の女性からもらったというのがきの紹介がありました。「記事を見ました。私はあなたが私利私欲の人でないことはよく知っています。頑張ってください」と、こういう内容でございました。

私は、本事件は、このはがきの紹介でもって閉じてもいいのではないかとさえ思いました。

私が本件の当事者であるなら、こんなはがきをくださる知人はいないと思います。せいぜい「あなたならやりかねません。よく反省して頑張りなさい。」くらいが関の山です。したがって、私が政倫審の委員として果たして適格なのかどうか、恥ずかしく思っていました。

私などは、議員の持つべき倫理観などは、高くなくてよい、人並みの、最低限度さえあればよいとする考えの持ち主であります。昔は政治家に倫理など求めるのは、魚屋で大根を求めるようなものだと言われてきました。倫理条例はそんな政治家にタガをはめて、せめてこれぐらいの倫理観は最低限持ちましょうねというためにつくられたものです。

倫理条例の精神は、決して高い倫理性を求めてはなりません。守るべき最低限の倫理性を求めているものだと思います。それ以上に高く求めるのは個人の自由であります。自分に厳しくするのは自由です。しかしそれを人に強制することは間違いです。私は最低限の倫理性で満足しようと考えています。他の人にもそれ以上は求めません。それよりも仕事をしよう、生産的な仕事をしよう、

市民に喜んでもらおう、そんな考えの持ち主です。

しかし彼、つまり藤本議員は自信を持って言いました。「私は私なりに高い倫理観を持っている」と。私はそう言い切った彼に感動しました。多分そうなのでしょう。少なくとも私よりは遥かに高い倫理観の持ち主だろうと思います。

だとすれば、このようなどちらでもいいような、小さな、小さな事件で、彼の倫理性を問うようなことは必要ないのではないかと思ってしまうのです。

誰にでも小さな過ちなどあるでしょうし、たとえ彼に間違いがあったとしても、非難、批判するほどの事件なのかと疑問に思います。

虫眼鏡で見れば、なるほど、何らかの問題が発見されるかもしれない。しかしそんなものは知らぬふりしてスルーしても、何か問題があるのでしょうか。議会や行政に何らかの悪影響を与えるのでしょうか。私は逆に、こんなどちらでもいいような問題にここまでこだわって、白黒をつけようとするところこそ、かえって、議会や行政に悪影響を与えてしまうのではないかと心配します。

私は、本審査会が下す結論いかんによっては、当局と議会、職員と議会の関係にとって、かなりの悪影響をもたらすのではないかと心配します。今後議員と接触する場合において、まず職員の側から「議員が倫理条例に問われるのではないか」「自分の不注意な関わりが、議員に迷惑をかけるか」と様々に気を使い過ぎるようになるでしょう。そして、お互いのために議員との接触を避けていくようになるでしょう。そうしたことを大変危惧します。

また私たちは、ロシア、中国、北朝鮮などの社会は、支配者が自分のことは棚に上げて、国民に過度の思想性、つまり高過ぎる倫理を求める社会であることを知っています。過度の倫理を求める社会は、かえって非人間的な社会に落ちていきます。

今私たちが倫理をめぐる議論しているこの事態をどう解釈したらいいのでしょうか。大倫理をめぐる議論ならいい。極小倫理、つまり箸の上げ下げに近いような事象にすぎない、生産者募集の説明会に地元の議員が傍聴がてら出席したことが、なぜこれほどまでに問題視されねばならないのか。この議会はどこへ行くのか。私は甚だ疑問に思います。

以上は私の勝手な考えにすぎません。もちろん私とは違い「どちらでもいいような小さな問題ではない」と考えている議員にとっては、そういうわけにはいかないということは理解しています。ただ以上のことは私の偽らざる本心として理解していただければ幸いです。

それでは意見に入ります。

たいと思います。

それでは本論に入りたいと思います。

審査意見。

#### (1) 議長より付託された事件。

藤本議員が12月8日に与布土地区で開催された会議に出席していたことが産建委員会の会議の中で判明しました。この会議が倫理条例3条1項3号に言われている「物品納入契約に関する」会議であった可能性があり、その場合、同議員の出席行為は、倫理条例3条1項3号に違反するのでは

ないかとの疑義が発生する。この点について審査会は調査・審査をしてその諾否を示すこと。

これが当審査会に付された主題であると理解しています。

それゆえ8月3日から4回にわたって審査会を開き、複数の参考人を招致し、また被請求者の弁明を求め、慎重に審査を重ねました。

それらの調査・審査を踏まえ、私の審査意見を述べたいと思います。

## (2) 調査及び審査の結果。

(一) 12月8日の当該会議に藤本議員が出席していたことは事実であった。

そこで12月8日の会議について、その内容を慎重に精査したところ、一般社団法人よふどの恵が主催したものであるが、市給食センターによる野菜の地産地消に関する説明会であり、またよふどの恵の役員たちの勉強会の域を出ない会議であったと判定した。つまりこの会議は「物品納入契約に関する」会議ではなかったということであります。いずれは売買契約につながる可能性はあるものの、その前段の準備段階における説明会、あるいは勉強会、あるいは情報交換会にすぎない会議でありました。

したがって藤本議員が、この会議に出席していたことは、朝来市議員倫理条例第3条1項3号には違反しないと結論する。

(二) 藤本議員は、「よふどの恵」の社員であり、前日に役員から会議の知らせと、出席の誘いがあり、傍聴人の立場で出席したとのことである。それゆえ発言する意思はなく、実際にも一切の発言はなかった。また出席した給食センターの職員の証言によっても、藤本議員が出席していることでの影響は何ら受けなかったとある。

よって出席したことによって、他の介入につながるような発言も行為もなかったことから、この点からも、疑うに足る行為、発言は認められなかったと結論いたします。

## (三) 補足意見。

若干の補足意見を付記します。

本審査会が審査に不可欠である一般社団法人よふどの恵の関係者を参考人として招致することを多数決で否決し、招致しなかったことは、当審査会がその公正性、正当性、道義性、客観性を自ら放棄した愚挙でありました。

よふどの恵は、藤本議員がその会議に出席することで、何らかの便宜を与えたとされる条例3条中の特定業者であります。しかも当該会議の主催者でもあります。この者を招致せずに審査会の調査を閉じたことは、大変残念なことでありました。

また、最初の審査会の冒頭で、委員長から特に、倫理条例にしたがって、公正、中立の立場を堅持してもらいたいと要請したにもかかわらず、1人の委員が、審査員としての立場をわきまえず、審査請求者以上の請求者として振る舞ったことは、審査会の公平性、中立性を大きく損ねることとなり、これもまた大変残念なことでありました。

これらのことにより、本審査会がどのような結論を下すにせよ、その正当性、公正性には、大きな疑問符がつくことは避けられず、市民からもどのように評価されるのかは大いに心配するところ

であります。

(3) 附帯意見の提出。

審査会で幾つかの論点がありました。別記でそれらの論点について私の意見としてまとめたものを附帯意見として提出しました。これは既に説明をさせていただいております。

以上で私の意見を終わります。

○委員長（森田 龍司君） 少し予定の時間より長くなりましたが、それぞれ委員から見解を伺いました。

それではここで、審査会として、朝来議会第121号、令和5年8月3日付で審査委託を受けました審査事項について、違反する行為の存否について採決をしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田 龍司君） 異議なしと認めます。

それでは、これから違反する行為の存否について採決を採ります。

まずはじめ、違反する行為があったと思われる方は挙手をお願いいたします。

●〔賛成者挙手〕

○委員長（森田 龍司君） 違反する行為があった方が3名です。

違反する行為がなかったと思われる方は挙手をお願いします。

●〔賛成者挙手〕

○委員長（森田 龍司君） 2名ですね。

それでは、採決の結果、違反する行為があった委員が3名、違反する行為がなかった委員が2名、採決の結果、違反する行為はあったという結果になりました。

それでは採決の結果、違反する行為があったということで認定されました。

つきましては、条例第6条第2項第2号のように審査対象議員に対する措置について協議をしたいと思います。

措置に対する意見がありましたらお願いいたします。

吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） 私は議長より議場での注意が妥当だと思います。

○委員長（森田 龍司君） 足立委員。

○委員（足立 義美君） 私もその違反は事実としてあるけれども、結果としてもう本人のあずかりしれないところで起きている、これはもう事実関係で明らかになっているので、最小の注意というんですか、そういうものが議長注意なら、それに賛同いたします。

○委員長（森田 龍司君） ほかに、渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 地方自治法に定める最低の行為としては戒告というものに当たると思うんですが、吉田議員言われたのと同様に、議長よりの注意ということが妥当ではないかなと思います。

○委員長（森田 龍司君） ほかにございませんか。

今回は、いろいろと委員の皆様から大変な貴重な事実だとか、それからそれぞれの意見表明をしてくださいました。

その中で、今、措置に対する意見も聞かせていただいて、そうすると議長による口頭注意として、そしてこのことは、私たち市議会全体としても大変に考えさせられる内容でしたので、審査対象議員及び他の議員の全員への注意喚起をするという命の議長への報告をしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田 龍司君） 異議なしと認め、条例第8号により、議長への審査の結果について報告をしたいと思います。

以上で政治倫理審査会の全ての審査を終了しましたので、閉会といたします。

○議会事務局長（宮元 広司君） 失礼します。

今、もう全部終わろうとされておるところということでよろしいでしょうか、委員長。その前に、ちょっと事務局から失礼いたします。

今回、先ほどの採決によりまして、違反する行為があったというように認定されたのでありますけれども、この審査結果の報告につきましては、委員長から議長宛に報告をする必要があるんですが、ちょっと事務的なことではあるんですけれども、今ちょっとその様式をお送りいたしました。

審査結果報告書ということでお送りするんですが、その中で議員の氏名はいいんですけれども、審査の請求の対象となる事由の該当条項及び内容については、先ほど第3号に該当することなんです。審査の結果というところで、今回の倫理条例の第3条の第1項の第3号、市が行う請負契約及び委託契約並びに一般物品納入契約に関し、特定業者の推薦、紹介、介入しないこと、これに該当するという認定がなされたものと思うんですけれども、どういった事実がこの部分に違反したということで認められたかということはこの審査の結果で明らかにする必要があると思うんですけれども、そのあたりについての御確認をいただく必要があるんじゃないかと考えるんですが、いかがでしょうか、お願いいたします。

○委員長（森田 龍司君） 今、局長のほうからそういう説明があったんですが、どうさせていただきますでしょうか。

副委員長。

○副委員長（横尾 正信君） 当然だと思いますので、違反の事実を具体的に記載しなければ、これはしようがないでしょう。

違反の事実は、法令に根拠を置いているということですから、どの法令に根拠を置いて違反をしているのかということについても、きちんと書かないといけませんから、これはどの法令になるんですか。どの法令にどのように違反しているんですか。どう書けばいいんですか。何法ですか。

○委員長（森田 龍司君） 淵本委員。

○委員（淵本 稔君） 法令については見解が分かれた部分もありますが、しかし、客観的に第三者の意見として私は位置づけられるのは朝来市法制の見解だと思っております。

朝来市法制の見解では、随意契約の一連の行為の中に入っているということを認定したと、これで十分だと思います。

○副委員長（横尾 正信君） 契約に至る一連の行為ですよ、それは随契だけじゃないでしょう。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） これは、政治倫理審査会が法令に基づいて付託をされているわけではありません。

したがって、この付託内容については、倫理条例第3条第1項第3号に該当しているかどうかを確認していると。それに該当している違反行為があったと認定されたと、それを結果として書いてください。

以上です。

○委員長（森田 龍司君） 局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） 私が先ほど申し上げたのはまさにその趣旨で申しておりましたんですけれども、第3号には、市が行う請負契約及び委託契約並びに一般物品納入契約に関し、特定業者の推薦、紹介、介入をしないこと、御意見の中でも構成要件というお話もありましたけれども、その契約に関しというところでありますとか、介入に当たるというお話があったんですが、例えば、この推薦、紹介、介入の介入に当たるなら介入に当たるということをはっきりさせる必要がありますし、それと審査対象議員のどの行為がこの条文のどの部分に当たって、該当するものと認定されたのかというところがこの審査の結果のところでは明らかにする必要が重要な部分かなというふうに事務局では思うんですが、いかがでしょうか、その辺ちょっと御確認をお願いしたいと思っております。

以上です。

○委員長（森田 龍司君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 事務局、混乱させようとしてはだめですよ。

これまでの審査の中で、契約に至る一連の行為の中の重要な部分である12月8日の特定団体との話し合いの中に議員が参加していたと、これが問題になったわけですから、そこをまた混ぜ返すような話はやめてください。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） 事実行為として、12月8日に給食センターと農林振興課との説明会が行われた際に当該議員が同席をしていたという事実、そして、それが倫理条例第3条1項第3号に該当するという事実、これが認定されたということで、どこに介入、推薦、紹介、これを正確に言うと、推薦はしていません、紹介もしていません、照らす方の照会ではなくて、何々を入れてくださいという紹介はしていない、要は介入というところしか、今回は、介入に該当すると、介入行為、介入行為というのは範囲が広いんで、そこに該当すると思えますけれども、それをどこに該当するかということは、ここで議論する場じゃなくて、どちらかという、政治倫理の何条何号に該当しますかということ付託されているんじゃないんで、違反行為があるかどうかの付託をされているんです。

条例も違反行為を認めるときは審査請求者が請求することになっているんです。違反行為が何であるかということをはっきりと明示してないわけです。その中でこちらに委託されている。その3条1項3号の中でそれに該当するかどうかをこの委員会で決めればいいということです。違いますか。その細かいことがほかの自治体もそうしていますか。

○委員長（森田 龍司君） 局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） 特にほかの自治体との比較ということはなかったんですけども、条文上、例えば行為につきましては、先ほどおっしゃっていたように推薦、紹介、介入という三つの例規を挙げられていますので、介入であろうなどは思ったんですけど、御意見の中での構成要件の話もありましたので、その点の御確認と、契約につきましても請負とか、委託契約と書いてあるんですけど、今回の場合は、条例に書いてあります一般物品納入契約に関してということになることと思います。

今、お話しいただいた一般物品納入契約に関し、特定業者の介入というところで、12月8日の会議に同席をされていたことが該当しているということで認定されたものと理解させていただいてよろしいでしょうか。

ちょっと混乱するようなこと申しまして、すいません。

○委員長（森田 龍司君） よろしいですか。

○委員（吉田 俊平君） 終わりです。

○委員長（森田 龍司君） 森下委員。

○委員（森下 恒夫君） ただいまの話であります。倫理条例の3条に違反しているというような表現があったかと思いますが、本審査会で審議されて、先ほど来、意見もございました。ここはおそれがあるぐらいな表現のほうが妥当かと思いますが、いかがでしょう。

○委員長（森田 龍司君） 足立委員。

○委員（足立 義美君） おそれがあるやったら、注意することはないんですよ。

ちょっとそこまでだったら、もっとおそれがどうなんだというチェックをせなんだらあかん。

○委員長（森田 龍司君） 吉田委員。

○委員（吉田 俊平君） 先ほど採決を図られたときは違反行為があるかどうかを確認してください、違反行為のある方は挙手くださいと言いながら、後でおそれという採決を否定するような発言はちょっとおかしいと思います。

○委員長（森田 龍司君） 一応、採決は先ほどしましたので、これについてはそのように理解していきたいと思います。

それでは、以上で、政治倫理審査会の全ての審査が終了しましたので、閉会としますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森田 龍司君） それでは閉会したいと思います。

いろいろと長期間ありがとうございました。

以上で閉会いたします。

午前 11 時 3 分閉会

---